

## 我孫子市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第37条、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第53条の10、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第27条、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第35条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第36条、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第34条、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の38、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第37条、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第26条、我孫子市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業多様なサービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年3月31日告示第82号）第28条及び我孫子市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業多様なサービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年3月31日告示第80号）第33条の規定による介護サービスの提供により事故が発生した場合のサービス提供事業者（以下「事業者」という。）から保険者等への報告について必要な事項を定めることにより、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

### (事故の範囲)

第2条 事業者が報告すべき事故の範囲は、原則として次のとおりとする。

- (1) サービスの提供に伴う利用者のけが又は死亡事故が発生した場合
  - ア 送迎中及び通院時の事故を含む。
  - イ 転倒又は転落に伴う骨折又は出血、火傷、誤嚥、異食、誤投薬等により医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）又は入院したものを原則とする。ただし、擦過傷、打撲等で比較的軽易なけがを除く。
  - ウ 利用者同士のトラブル、無断外出、交通事故等について利用者の自己責任及び第三者の過失による事故を含み、事業者の責任及び過失の有無を問わない。
  - エ 利用者が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときを含む。
  - オ 利用者が事故発生からある程度の期間を経て死亡した場合を含む。
- (2) 感染症、疥癬及び食中毒が発生した場合 感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。
- (3) 従業員の法令違反、不祥事等が発生した場合 利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故、個人情報流出等従業員の法令違反及び不祥事について利用者の処遇に影響があるものとする。
- (4) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故が発生した場合
- (5) 前各号に定めるもののほか特に報告を求められた場合

（報告事項）

第3条 報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 報告日
- (2) 法人名、事業所名、事業所番号、事業所所在地、電話番号、報告者の職・氏名及びサービスの種類
- (3) 利用者の氏名、年齢、性別、被保険者番号、要介護（支援）度及び住所
- (4) 発生日時、発生場所、事故の種別及び事故の内容（考えられる原因等を含む。）

- (5) 対処の仕方、治療した医療機関、治療の概要及び連絡した関係機関
- (6) 利用者の状況、経過、損害賠償等の状況
- (7) 事故の原因分析及び再発防止に向けての今後の取組  
(報告対象者等)

第4条 事故報告は、事故に係る利用者が本市の被保険者(住所地特例を含む。)である場合及び事業所の所在地が我孫子市内にある場合に行うものとする。  
(報告の手順)

第5条 事業者は、第2条に規定する事故が発生した場合は、次のとおり市長に報告するものとする。

- (1) 事業者は、第3条に規定する報告事項について遅滞なく家族に連絡するとともに、事業所の所在地の保険者及び被保険者の属する保険者に、介護保険事業者事故報告書(別記様式)(以下「事故報告書」という。)により報告するものとする。
- (2) 事故発生後、原則として5日以内に、各事業者は事故報告書を作成し電子メールにより提出する。ただし、次のイからニに該当する場合は、事故後速やかに電話で報告する。
  - イ 死亡事故
  - ロ 感染症の発生
  - ハ 職員の不祥事
  - ニ その他の重大事故
- (3) 事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理に区切りがついた時点で最終報告を行うものとする。この場合の報告は、事故報告書に必要事項を追記して行うものとする。
- (4) 第3条に規定する報告事項が明記されている書式であれば、事故報告書に代えて使用することができる。

(対応)

第6条 市は、事故報告書の提出があったときは、事故状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

2 対応する事故は、事故当事者が本市の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ他の市町村又は千葉県と連携し対応するものとする。

附 則

この要領は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。